

新潟空港事務所からのお知らせ

新潟空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（下記図）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面）を設けています。

（法律：航空法第49条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用クレーン等の使用を行う場合は、事前に新潟空港事務所までお問合せいただければ、物件が制限表面の上に出るかどうかの確認をさせていただきます。

なお、設置が禁止される物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電柱、あるいは上空に浮揚するアドバルーンや凧なども該当します。

航空の安全確保を図るため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

制限高は以下のURL（外部サイト：高さ制限回答システム）でご確認ください。

<https://secure.kix-ap.ne.jp/niigata-airport/>

高さ制限や高さ制限回答システムに関するお問合せは、下記のお問合せ先までご連絡ください。

※問合せ先

国土交通省東京航空局 新潟空港事務所

メールアドレス cab-kij-shougai@gxb.mlit.go.jp

電話 025-273-4567

（平日9:30~12:00 及び 13:00~17:00）

制限表面図



測量法に基づく国土
地理院長承認（複
製）R1JHf 1085。
本製品を複製する場
合には、国土地理院
の長の承認を得な
ければならない。